

議案第14号

城陽市道路占用料徴収条例の一部改正について

城陽市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出
(2023年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

城陽市道路占用料徴収条例（昭和59年城陽市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

現 行					改 正 後																																							
（占用料の減免） 第4条 市長は、道路の占用が次の各号の <u>一</u> に該当するときは、占用料を減免することができる。 (1) 略 (2) 雨水 <u>及び</u> 汚水を排水施設に排出するために占用するとき。 (3) <u>道路に出入する通路として</u> 占用するとき。 (4) 水道管、ガス管、下水道管 <u>及び</u> 電線を各戸に引き込むために占用するとき。 (5) 略 別表（第2条関係） 道路占用料					（占用料の減免） 第4条 市長は、道路の占用が次の各号の <u>いずれかに</u> 該当するときは、占用料を減免することができる。 (1) 略 (2) 雨水 <u>又は</u> 汚水を排水施設に排出するために占用するとき。 (3) <u>自己の生活のための道路への出入りに必要な通路を設けるために法敷又は路端を</u> 占用するとき。 (4) 水道管、ガス管、下水道管 <u>又は</u> 電線を各戸に引き込むために占用するとき。 (5) 略 別表（第2条関係） 道路占用料																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td>電力ケーブル、電信電話ケーブル、水道管、ガス管その他これらに類するもの</td> <td>略 外径又は幅が1.0m以上のも</td> <td>1m につき1年</td> <td>略 2,150円</td> </tr> </tbody> </table>					略	占用物件	単位	金額	摘要	略	略	略	略	略	法第32条第1項第2号に掲げる物件	電力ケーブル、電信電話ケーブル、水道管、ガス管その他これらに類するもの	略 外径又は幅が1.0m以上のも	1m につき1年	略 2,150円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td>電力ケーブル、電信電話ケーブル、水道管、ガス管その他これらに類するもの</td> <td>略 外径又は幅が1.0m以上のも</td> <td>1m につき1年</td> <td>略 2,150円</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第5号に掲げる施</td> <td>上空に設ける通路</td> <td>略</td> <td>1㎡ につき1年</td> <td>1,760円</td> </tr> </tbody> </table>					略	占用物件	単位	金額	摘要	略	略	略	略	略	法第32条第1項第2号に掲げる物件	電力ケーブル、電信電話ケーブル、水道管、ガス管その他これらに類するもの	略 外径又は幅が1.0m以上のも	1m につき1年	略 2,150円	法第32条第1項第5号に掲げる施	上空に設ける通路	略	1㎡ につき1年	1,760円
略	占用物件	単位	金額	摘要																																								
略	略	略	略	略																																								
法第32条第1項第2号に掲げる物件	電力ケーブル、電信電話ケーブル、水道管、ガス管その他これらに類するもの	略 外径又は幅が1.0m以上のも	1m につき1年	略 2,150円																																								
略	占用物件	単位	金額	摘要																																								
略	略	略	略	略																																								
法第32条第1項第2号に掲げる物件	電力ケーブル、電信電話ケーブル、水道管、ガス管その他これらに類するもの	略 外径又は幅が1.0m以上のも	1m につき1年	略 2,150円																																								
法第32条第1項第5号に掲げる施	上空に設ける通路	略	1㎡ につき1年	1,760円																																								

提案理由

東部丘陵地青谷地区に整備予定の基幹物流施設間を行き来する上空通路建設及び今後のまちづくりにおける民間開発に伴い想定される占用料項目の追加を行うため、道路法（昭和27年法律第180号）第39条第2項の規定に基づき本案を提案するものである。

参照条文

道路法（抜粋）

（占用料の徴収）

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

参考資料

城陽市道路占用料徴収条例の一部改正条例要綱

1 改正の概要

- ① 東部丘陵地青谷地区に整備予定の基幹物流施設間を行き来する上空通路が都市計画道路東部丘陵線と立体交差すること、また、今後のまちづくりにおける民間開発を鑑み、新たに占用料の対象を追加する。
- ② 道路法施行令の改正による号ずれの修正を行う。
- ③ 占用料の減免対象である「道路に出入りする通路」について、今回追加する「上空に設ける通路」と混同しないように文言の整理を行うほか、所要の改正を行う。

2 施行期日

公布の日